

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>皆野 両神荒川線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字皆野字駒形二一七 一番七地先から同郡同町大字皆野字 駒形二一七一七番七地先まで (ただし、関係図書に表示する部分 に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和六年五月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年三月九日 付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示 第七号で告示した道 路予定区域の一部供 用開始である。 延長二・二七メー トル</p>	<p>備考</p>